

|  |  |    |       |   |       |     |                 |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|----|-------|---|-------|-----|-----------------|--|--|--|--|--|--|--|
| <b>令和 7 年度第 3 回</b><br><b>甲山森林公園管理運営協議会議事録</b><br><b>(あり方検討抜粋)</b>   |  |    |       |   |       | 作成日 | 令和 8 年 1 月 31 日 |  |  |  |  |  |  |  |
| 日時   | 令和 8 年 1 月 30 日(金)                         | 時間 | 14:00 | ~ | 15:15 | 記録者 | 具志堅 葉子          |  |  |  |  |  |  |  |
| 場所   | 甲山森林公園管理事務所ビジター棟 会議室                       |    |       |   |       |     |                 |  |  |  |  |  |  |  |
| 出席者  | 構成員 14 名／欠席 3 名、オブザーバー 10 名、事務局 3 名、計 24 名 |    |       |   |       |     |                 |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>内 容</b>   |  |    |       |   |       |     |                 |  |  |  |  |  |  |  |
| <p>※ 配布資料</p> <p>(資料 1) 令和 7 年度第 2 回甲山森林公園管理運営協議会における委員意見<br/>         (資料 2) 甲山森林公園の整備・管理運営について<br/>         (資料 3) 自然環境保全に関する基本的な考え方（案）（甲山森林公園）<br/>         (資料 4) 活性化に関する基本的な考え方（案）（甲山森林公園）</p>  |  |    |       |   |       |     |                 |  |  |  |  |  |  |  |
| <p>1. 開会</p> <p>(1) 会長挨拶<br/>         (2) 出席者自己紹介<br/>         (3) 定足数確認</p>   |  |    |       |   |       |     |                 |  |  |  |  |  |  |  |
| <p>2. 協議事項</p> <p>(1) 『甲山森林公園のあり方検討について』（兵庫県 公園緑地課 古家、横山）</p> <p>※資料 1～4 公園緑地課より第 2 回の意見を反映し、修正した箇所について説明</p> <p>山崎 樹木管理について常緑樹除去等と書いてあるが、その具体的な内容について改めて説明いただきたい。例えば丹波ではマツタケ山の再生に取り組んでおり、マツタケ菌を取り寄せ植菌するなどさまざまな努力をしたがいまだ再生には至っていない。アカマツ林自体を再生することの意味を問いたい。過去甲山がマツタケ山であったことは聞いており、甲山保護の取り組みとしてアカマツ林を再生するという計画はないのか。</p> <p>公園緑地課 新しくつくるのではなく、今あるアカマツ林を保全するという趣旨である。ゾーニング図について、新しく見つかった貴重種を落とし込むことや管理方法の改善などのご意見をいただき、当協議会で諮ったうえで、隨時反映していきたい。</p> <p>山崎 他に意見はないか。（特に意見なし。）</p> <p>(3) その他</p> <p>※西宮土木事務所管理第 1 課より第 2 回「関西電力の高圧線下の樹木伐採についての質問」への回答について訂正</p> |  |    |       |   |       |     |                 |  |  |  |  |  |  |  |

西宮土木事務所 県と関電との間で区分地上権を設定しているとお伝えしたが、改めて内部で確認したところ、本公園では西宮市及び神呪寺からの借地の上部に高圧線があり、県が関与している契約はなく殆どの部分で権利設定もないことが分かった。神呪寺からの借地については地役権が設定されており平成 10 年に登記されている。一方でパークセンター北側から展望台までの西宮市の土地については明確な権利設定がされていない。ただ、公園のために西宮市が交換で用地取得したのが昭和 42 年で、それ以前から高圧線は存在しており、関電に保線の権利義務があることを承知の上で県が公園にしていることから、管理状況については変更のないことを報告する。